

平成29年5月18日（木）	
部課名	愛知県建設部建設総務課
グループ名	契約第一グループ
担当	岩田・坂野
ダイヤルイン	052-954-6608
内線	2627・2632
部課名	愛知県建設部建設企画課
グループ名	調整グループ
担当	高橋・村山
ダイヤルイン	052-954-6506
内線	2887・2888
部課名	愛知県農林水産部農林検査課
グループ名	契約グループ
担当	杉本・清水
ダイヤルイン	052-954-6394
内線	3627・3619
部課名	愛知県企業庁管理部総務課
グループ名	契約グループ
担当	西川原・夏目
ダイヤルイン	052-954-6671
内線	5615・5618

低入札対策の強化について

愛知県建設部、農林水産部及び企業庁では、従来から、建設工事等の適正な履行、下請業者へのしわ寄せ防止、安全管理体制の確保などの観点から、低入札の排除に努めてきたところですが、公共事業の品質確保や賃金の適切な確保の観点から、一層の低入札対策の強化を図ることとし、下記のとおり、建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務委託について調査基準価格等の見直しを行います。

記

1 改正内容

- (1) 建設工事に係る低入札価格調査制度（※）における「調査基準価格」及び最低制限価格制度（※）における「最低制限価格」の算定式について、別紙1、別紙2及び別紙3のとおり直接工事費の算入率を95%から97%に、機器単体費の算入率を87.5%から90.7%に引き上げます。
- (2) 業務委託に係る低入札価格調査制度における「調査基準価格」及び「失格判断基準」並びに最低制限価格制度における「最低制限価格」の算定式について、別紙4のとおり諸経費及び一般管理費等の算入率を引き上げます。

※ 別添参考のとおり

2 改正時期

平成29年6月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。

«建設工事（建設部）»

工種等	調査基準価格 最低制限価格	失格判断基準 (改正なし)
一般土木工事等 (下記以外の工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × <u>97%</u> ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費等 × 55% <p style="text-align: right;">} の合計額 × 1.08</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 75% 又は ・共通仮設費 × 70% 又は ・現場管理費 × 70% 又は ・一般管理費等 × 30%
機械設備工事 電気設備工事 電気通信工事	<ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費 × <u>90.7%</u> ・直接工事費 × <u>97%</u> ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費等 × 55% <p style="text-align: right;">} の合計額 × 1.08</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費 × 69% } の合計額 ・直接工事費 × 75% 又は ・共通仮設費 × 70% 又は ・現場管理費 × 70% 又は ・一般管理費等 × 30%
一般建築工事 建築設備工事等 (昇降機設備工事等 以外の建築系工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費 × 90%) × <u>97%</u> ・共通仮設費 × 90% ・(直接工事費 × 10% + 現場管理費) × 90% ・一般管理費等 × 55% <p style="text-align: right;">} の合計額 × 1.08</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費 × 90%) × 75% 又は ・共通仮設費 × 70% 又は ・(直接工事費 × 10% + 現場管理費) × 70% 又は ・一般管理費等 × 30%
昇降機設備工事等 (エレベータ工事等)	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費 × 80%) × <u>97%</u> ・共通仮設費 × 90% ・(直接工事費 × 20% + 現場管理費) × 90% ・一般管理費等 × 55% <p style="text-align: right;">} の合計額 × 1.08</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費 × 80%) × 75% 又は ・共通仮設費 × 70% 又は ・(直接工事費 × 20% + 現場管理費) × 70% 又は ・一般管理費等 × 30%

- 調査基準価格（税抜き）及び最低制限価格（税抜き）に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- 失格判断基準は、直接工事費（土木系の設備工事は機器単体費も含む）、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれを比較して、一つでも下回れば失格となる基準です。それぞれの失格判断基準に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。

《建設工事（農林水産部）》

工種等	調査基準価格 最低制限価格	失格判断基準 (改正なし)
一般土木工事等 (下記以外の工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × <u>97%</u> ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費等 × 55% <p style="text-align: right;">} の合計額 × 1.08</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 75% 又は ・共通仮設費 × 70% 又は ・現場管理費 × 70% 又は ・一般管理費等 × 30%
機械設備工事 電気設備工事 電気通信工事	<ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費 × <u>90.7%</u> ・直接工事費 × <u>97%</u> ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費等 × 55% <p style="text-align: right;">} の合計額 × 1.08</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費 × 69% } の合計額 ・直接工事費 × 75% 又は ・共通仮設費 × 70% 又は ・現場管理費 × 70% 又は ・一般管理費等 × 30%
一般建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費 × 90%) × <u>97%</u> ・共通仮設費 × 90% ・(直接工事費 × 10% + 現場管理費) × 90% ・一般管理費等 × 55% <p style="text-align: right;">} の合計額 × 1.08</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費 × 90%) × 75% 又は ・共通仮設費 × 70% 又は ・(直接工事費 × 10% + 現場管理費) × 70% 又は ・一般管理費等 × 30%

- 調査基準価格（税抜き）及び最低制限価格（税抜き）に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- 失格判断基準は、直接工事費（土木系の設備工事は機器単体費も含む）、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれを比較して、一つでも下回れば失格となる基準です。それぞれの失格判断基準に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。

《建設工事（企業庁）》

工種等	調査基準価格 最低制限価格	失格判断基準 (改正なし)
一般土木工事等 (下記以外の工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × <u>97%</u> ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費等 × 55% <p style="text-align: right;">} の合計額 × 1.08</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 75% 又は ・共通仮設費 × 70% 又は ・現場管理費 × 70% 又は ・一般管理費等 × 30%
機械設備工事 電気設備工事 電気通信工事	<ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費 × <u>90.7%</u> ・直接工事費 × <u>97%</u> ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費等 × 55% <p style="text-align: right;">} の合計額 × 1.08</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費 × 69% } の合計額 ・直接工事費 × 75% 又は ・共通仮設費 × 70% 又は ・現場管理費 × 70% 又は ・一般管理費等 × 30%

- 調査基準価格（税抜き）及び最低制限価格（税抜き）に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- 失格判断基準は、直接工事費（土木系の設備工事は機器単体費も含む）、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれを比較して、一つでも下回れば失格となる基準です。それぞれの失格判断基準に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。

《業務委託（3部庁共通）【改正前】》

業種区分		調査基準価格・最低制限価格 (①+②+③+④) × 108／100				失格判断基準
		①	②	③	④	
測量業務		直接測量費	諸経費 × 55%			諸経費 × 45%
建設 コンサルタント業務	建築関係	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 90%	諸経費 × 60%	技術料等経費 × 60%
	土木関係	直接原価	その他原価 × 90%	一般管理費等 × 65%		一般管理費等 × 45%
地質調査業務		直接調査費	間接調査費 × 90%	地質調査業務費 (解析) × 80%	諸経費 (一般) × 45%	
補償関係 コンサルタント業務		直接原価	その他原価 × 90%	一般管理費等 × 65%		一般管理費等 × 45%

- ①から④の合計額に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- 地質調査業務は、調査基準価格と失格判断基準が同額なので、調査基準価格を下回ると失格となります。



《業務委託（3部庁共通）【改正後】》

業種区分		調査基準価格・最低制限価格 (①+②+③+④) × 108／100				失格判断基準 (該当部分を置換え)
		①	②	③	④	
測量業務		直接測量費	諸経費 × <u>58%</u>			諸経費 × <u>48%</u>
建設 コンサルタント業務	建築関係	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 90%	諸経費 × 60%	技術料等経費 × 60%
	土木関係	直接原価	その他原価 × 90%	一般管理費等 × <u>68%</u>		一般管理費等 × <u>48%</u>
地質調査業務		直接調査費	間接調査費 × 90%	地質調査業務費 (解析) × 80%	諸経費 (一般) × 45%	
補償関係 コンサルタント業務		直接原価	その他原価 × 90%	一般管理費等 × 65%		一般管理費等 × 45%

- ①から④の合計額に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- 地質調査業務は、調査基準価格と失格判断基準が同額なので、調査基準価格を下回ると失格となります。

参考

【1 低入札価格調査制度】

入札価格が調査基準価格を下回った場合、その入札価格で契約の内容が適切に行われるかどうか判断するため、落札決定前に調査を行う制度。

建設工事においては、予定価格 1 億 5,000 万円以上の競争入札に、業務委託においては、予定価格 1,500 万円以上の競争入札に適用します。

(1) 調査基準価格

入札価格がこの価格未満の場合、契約の内容が適切に行われるかどうか判断するための調査を行うこととなる基準となる価格。

県の予定価格の算定の根拠となった積算の内訳の各項目の金額を、調査基準価格の算定式に当てはめて算出します。

(ただし、調査基準価格の上限は予定価格の 90%、下限は予定価格の 70%)

(2) 失格判断基準

調査基準価格を下回った入札のうち、入札価格（入札価格のもととなる積算の内訳）が、この基準を下回った場合に、低入札価格調査を行うことなく、直ちに失格とする数値的基準。

県の予定価格の算定の根拠となった積算の内訳の各項目の金額を、失格判断基準の算定式に当てはめて算出します。

【2 最低制限価格制度】

入札価格が、最低制限価格未満の場合、その者の入札を失格とする制度。

建設工事においては、予定価格 1 億 5,000 万円未満の競争入札（ただし、総合評価落札方式による場合は低入札価格調査制度を適用。）に、業務委託においては、予定価格 1,500 万円未満の競争入札に適用します。

最低制限価格の算定式は、調査基準価格と同じです。